

雁の巣幼稚園臨時的任用職員 募集案内

福岡市立雁の巣幼稚園では、幼稚園事務に従事する臨時的任用職員を次のとおり募集します。

1 募集人数

1 名

2 申込資格 ※ 次の各条件を全て満たす人

- (1) 任用期間を確実に勤務できる人
ただし、奈多小学校区（本園が所在する小学校区）に居住している人、本園在園児の同居親族は除きます。
- (2) 基本的なパソコン操作（ワード、エクセル等）ができる人
- (3) 次のいずれにも該当しない人
 - ① 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ③ 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、処分の日から2年を経過していない人
 - ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 職務内容

本園において、文書収発整理、外来者の応対等の事務補助に従事します。

4 勤務条件

- (1) 身 分
地方公務員法第22条第2項に基づく臨時的任用職員（任用期間が限定された職員）です。
- (2) 勤務日数等
6か月以内の任用登録期間のうち、必要に応じて園長が指定する日のみの任用となります。
※業務が集中する時期等にもよりますが、月5日～12日程度です。
- (3) 勤務時間
午前8時30分～午後2時15分（及び休憩時間45分）
- (4) 休 日
原則として土曜、日曜日、国民の祝日
（行事等によって勤務が必要となる場合もあります。）
- (5) 賃 金
日額4,000円（平成29年度実績）となります。勤務日数に応じて、翌月15日（当日金融機関等が休業日の場合は、直近の営業日）に支給します。
※ 公共交通機関利用者（片道2km以上）については、通勤に要する運賃等相当額（日額850円を限度）、交通用具使用者（片道2km以上）については、通勤距離に応じて（片道2km以上5km未満：日額100円、片道5km以上10km未満：日額200円、片道10km以上：日額340円）交通費相当加給金を支給します。
※ 賞与などの諸手当はありません。

(6) その他

健康保険、厚生年金及び雇用保険はありませんが、労働災害補償については、労働者災害補償保険法に基づき適用となります。

5 申込から採用まで

- (1) 今回の申込みにより、平成30年4月1日～平成31年3月31日を任用開始とする
臨時的任用職員候補者名簿に登録されます。
- (2) 名簿登録者のなかから書類選考を行ったうえで、採用候補者に面接日等の連絡を行います。
- (3) 本園で面接・実技試験を行い、採用者を決定します。
- ※ 同一任用登録期間に複数の学校及び幼稚園で勤務することはできません。
 - ※ 実務試験では業務に必要な事務処理能力等のテストを行います。
(例) パソコン操作、文書作成、計算機による計算など
 - ※ 申込みをされても、必ずしも採用されるとは限りません。また、募集人数の関係等から、面接等の連絡がない場合もありますのでご了承ください。

6 申込手続

- (1) 申込みの受付
- 申込書(A4判)に必要事項をすべて記入し、写真を貼って下記の担当者へ持参もしくは郵送下さい。
- ※ 提出された申込書は一切返却いたしません。
 - ※ 申込書に記載の個人情報については、適切に管理し、臨時的任用事務以外の使用はいたしません。
- (2) 申込期間
- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 任用開始時期 | <u>平成30年4月1日～平成31年3月31日</u> |
| 申込受付期間 | <u>平成30年2月20日(火)～平成30年3月5日(月)</u> |
| | *受付時間 9時～17時 |
- ※ 申込書を郵送される場合は、受付期間内に必ず届くようお願いします。

7. 申込み及び問い合わせ先

福岡市立雁の巣幼稚園 担当者：白濱
〒811-0206 福岡市東区雁の巣1丁目6-10
TEL 092-606-2619 FAX 092-607-8617